

との取引を斡旋するというタイプの茶師は、むしろ理念的的存在と考えるべきで、彼らがもっとも重視するところは、自らが大名や公家とをつなぐ一つの回路としての役割であり、そうした権利を有しているという、自負であった。

三人家ではこの時期、上蘭が維持され、基本となる財産の堅実な運営・管理が成されていた。そうした事実のあらわれとして、ここではこの事件をうけとめておきたいと思う。

幕末すでに茶道はある程度、一般社会にも普及するが、このあたりに購入されたい茶道関係の出版物などが遺る（907～927）。各派の様式をさかんに勉強し、当時の三人家の人びとが、各階各層のさまざま茶人たちと円滑な付き合いをめざしたことがうかがえる。

明治時代の三人家

明治八年（一八七五）、フィラデルフィアで開催された万国博覧会での授賞を皮切りに、当時の上林三人つまり盛厚は、内国博覧会、品評会などに次から次へと碾茶や玉露を出品し、入賞を繰り返した。近代の歴史資料の特徴は、まずなんといっても、数々の荣誉に輝いた証としての賞状である。ただ、これらは当初から額装され、店内に飾られていたり、またまとめて別置してあった関係上、この目録に含むことができなかった。しかし、その関連の事務文書など（151～172・176～179・182～205）が多く遺されていて、これらを丹念に突き合わせていくと、当時の出品にいたる状況などが明らかにされるはずである。ここではそうしたなかから出品した茶の詳細などを記した、濃茶と玉露の解説書【3・4】を紹介しておいた。古式な製茶法は、今日と趣きを

異にすることもあろうが、あらためてそこから学びとるところも少ないのではなからうか。

なお、宇治郷については土地台帳の残りが比較的いいので、それぞれの生産地が具体的にどのあたりかを確認しようとしたところ、玉露の解説書にある宇文字の茶畑は、たしかに相応の地所が確認できる。しかし、碾茶を生産したとする宇妙楽の土地については、この前後の時期に三人家によって所有された形跡が見当たらない。

新しい時代の幕開けに、全国的・世界的に高品質を保証された数々の実績は、けっして三人一家に帰するものではなかったはずだ。茶の仕上げに秀でて、かつ流通にも明るい旧御茶師を先頭にしながら、宇治はもとより周辺地域全体でもって、多くの人びとが積極的に茶づくりとその発展に取り組んだ。品評会などの表彰状の背景に、そうした努力と営みを思い描くべきなのだろう。

近代の宇治へ、茶と同様に前代からうまく引き継がれた特徴は、名所・観光地としての態勢だった。諺い文句ではないが、「お茶と観光」の二本柱は、古代からの景勝の地にじっくりと馴染んでいて、基本的には、今日もこれを踏襲しているといつてよい。

第四回の内国勸業博覧会が京都市岡崎で開催されるのに合わせて、宇治協会では、その前年の明治二十七年（一八九四）四月、宇治名勝の詩歌書画をプロアマを問わず、広く公募した。「遷都記念祭」と銘打った博覧会の会場に、応募作品を陳列するのだという。三星園本店には、この時に布告された案内文が遺されている【5】。協会の委員のなかに、平等院（浄土院）信徒総代が含まれていたことが、大きく影響したものと思われる。宇治協会は、衆庶の目を驚かせる遺物がない

く、また宇治や平等院に関わる有名な詩歌の真跡も皆無であるから、

新たに有名無名をとわず広く作品を募集し、博覧会の後は平等院の

「宝蔵」に納め、平常はその印刷物を常時公開するとした。

募集期間は、当初同年の九月までとされたが、博覧会開催直前の三月にまで延長された。博覧会に陳列はされただろうが、開催中やその後も作品は受け付けられたようである。やがて、集められた作品は、すべかどうかはわからないが、予定どおり大部な帳面にまとめられ、浄土院に三冊が遺った。ただ、当初企画された複製化して、常時観覧に供されることはなかったようだ。

三星園には、全体の資料群のなかで、額装され、長年店先近くに掲げられたために、変色し、極端に劣化した富岡鉄斎の扇面画など、やや異質な雰囲気で伝わるものがある。これらは、こうした機会をきっかけに、入手されたものかと思われる。平等院関係の記録【6・7】や「宇治八景」【8】も、このあたりの一連の動きやその波及的状况のなかで、三入家が蔵するところとなった作品ではないかと思われる。

【1】

由緒書

本国生国共 山城 京都町奉行支配

御茶師 養子

上林三入 巳歳三拾〇

慎徳院（徳川家慶）様御代弘化二巳年二月、養父三入跡相続被仰付、同年五月十一日所司代於御役宅酒井若狭守殿町奉行田村伊豫守伊奈遠江守御目附安部式部御数寄頭鈴木林碩御立会ニ而誓詞被仰付如養父時、御召方御茶御用相勤、公方様右大将様江毎年為年頭御祝儀御茶釜五本入一箱宛、公方様江毎年五月御夏切御茶一壺献上仕、毎年御茶袋紙五十枚拝領仕、巳年迄十三年相勤罷在候

一 先祖（幸盛）

藤村三入

宇治ニ而御茶仕立罷在候処、権現様（徳川家康）御代年月不知御茶御物御壺御用被仰付相勤、其後上林と改苗仕、年月不知江府江参上御目見仕、寛永年中奉願隠居仕、万治三子年四月廿八日病死仕候

一 先祖（幸永）

上林三入

大猷院（徳川家光）様御代寛永年中父三入跡相続被仰付、如父時御用相勤年月不知江府江参上、御目見仕寛永年中奉願隠居仕、延宝九酉年三月廿八日病死仕候

一 先祖（幸貞）

上林三入

嚴有院（徳川家綱）様御代寛文中父三入跡相続被仰付、如父時御用相勤年月不知江府江参上、御目見仕延宝七未年奉願隠居仕、同八申年十一月十四日病死仕候

一 先祖 (幸伯)

上林三入

嚴有院様御代延宝七未年月不知父三入跡相統被仰付、如父時御用相勤御代替二付江府江參上仕、天和二戌年正月十五日御柄杓十本入一箱獻上仕、於御白書院御奏者番大久保隱岐守名披露ニ而御目見仕、同年二月九日於躑躅間若年寄衆御出座御老中大久保加賀守殿被仰渡候、御暇被下置金一枚頂戴仕、宝永二酉年奉願隱居仕、正徳四年午年三月十五日病死仕候

一 先祖 (盛光)

上林三入

常徳院 (徳川綱吉) 様御代宝永二酉年月不知父三入跡相統被仰付、如父時御用相勤、御代替二付江府江參上仕、宝永七寅年十一月朔日御柄杓十本入一箱獻上仕、於御白書院御納戸構御奏者番松平宮内少輔名披露ニ而御目見仕、同月六日於躑躅間若年寄衆御性名不知被仰渡、御暇被下置金一枚頂戴仕、享保十九寅年二月八日病死仕候

一 高祖父 (盛栄)

上林三入

有徳院 (徳川吉宗) 様御代享保十九寅年月不知父三入跡相統被仰付、如父時御用相勤、宝曆十四申年奉願隱居仕、天明六年正月廿六日病死仕候

一 曾祖父 (忠栄)

浚明院 (徳川家治) 様御代宝曆十四申年月不知父三入跡相統被仰付、如父時御用相勤、文化七年十月奉願隱居仕、文政二卯年九月十日病死仕候

一 祖父 (盛一)

文恭院 (徳川家齊) 様御代文化七年十月父三入跡相統被仰付、如父時御用相勤、文政十二丑年十二月奉願隱居仕、天保十一子年九月十日

病死仕候

一 養父 (盛之)

文恭院 (徳川家齊) 様御代文政十二丑年十二月養父三入跡相統被仰付、如父時御用相勤、弘化二巳年二月奉願隱居仕、嘉永二酉年九月廿日病死仕候

一 祖父養父私遠慮逼塞閉門等都而御咎之儀無御座候、以上

安政四巳年十一月

上林三入印

(宣之)

【2】

文化元年子十月 家建願書

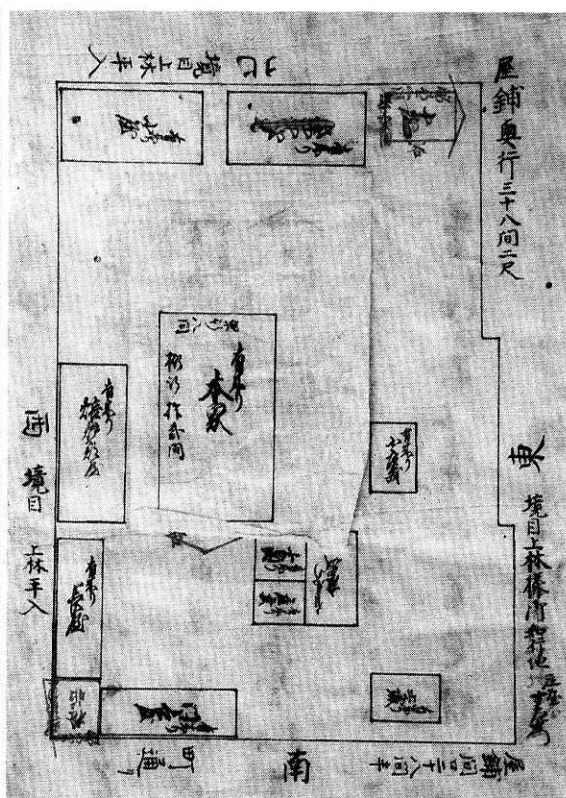
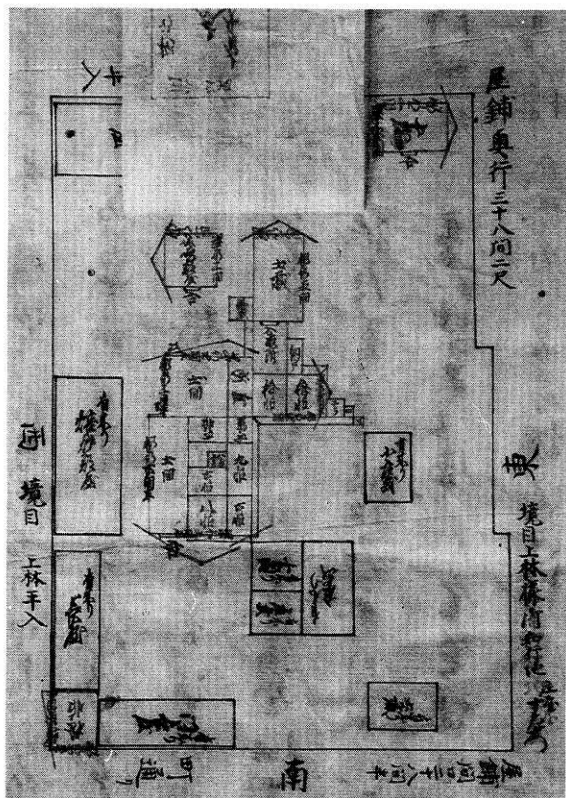
宇治郷橋本町

(121)

乍恐奉願建前御訴訟

宇治郷橋本町願人 御茶師 上林三入

右絵図墨引之通、私所持屋敷地ニ有来り候、居宅及大破候付、此度梁行五間半、桁行六間半之本案并梁行四間半、桁行三間半台所并梁行式間半、桁行四間取附、并梁行三間桁行五間土蔵并梁行三間桁行三間味噌部屋、北ノ方ニ梁行式間桁行三間小屋、南ノ方ニ梁行式間半桁行式間之建物有来り候建物ニ取附、片端屋根其外棟数六ツ都而屋根瓦葺ニ普請仕度、朱引を記、奉願候、尤御制禁之普請等不仕、隣家合壁境目水吐等、何之差障茂無御座候間、右願之通御聞濟御赦免被成下候ハ、難有可奉存候以上



文化元年十月

願主

上林三入 茶ノ印

東際目御知行地

庄屋 十左衛門

西北際目

上林平入

月行事

長七

大工

仁左衛門

同組頭

藤兵衛

右奉願候、宇治郷普請之儀者從先規御代官様御役所ニ而御聞濟御赦免被成下候処相違無御座候、御法度之作事等不仕候間、何卒御聞濟被成下候様奉願上候以上
 子十月

名主 与十郎

年寄 勘兵衛

上林六郎様御役所

【3】

濃茶解説書

〔216〕

第壹号 物名 茶 方言 碾茶製濃茶 銘 幾代ノ白
 京都府久世郡宇治町宇治町 上林三入

出品人名 京都府山城国久世郡宇治町宇治町第拾八番戸平民 農
上林三入印産地製造場

山城国久世郡宇治町宇治町第拾八番戸 間口五間半 奥行八間

建物壺ヶ所附属間口三間奥行四間半 建物壺ヶ所間口三間奥行六間

建物壺ヶ所 合三ヶ所ヲ以テ製造ス

産地土質及反別

同郡宇治町宇治町小字妙楽自蘭ノ地平坦ニシテ

膏腴(こうゆ) 土色淡黒色真土砂利交リ反別壺町四反八畝歩

培養并ニ施肥

新芽採摘ノ后、番刈と称シ摘跡ヲ刈揃、六月上旬ヨリ八月下旬迄、四

回耘(くさぎ)リ、九月下旬ニ至リ、茶樹根際ノ土ヲ掘除ク、十月上

旬ヨリ十一月中旬迄ニ油粕及人糞貳回ヲ施与ス(但シ寒氣ヲカ掩ハお

おう√カ為ナリ)、二月下旬ニ至リ、又茶樹根際ノ土ヲ除、三月上旬

より四月下旬ニ至ルマテニ人糞三回ヲ施与ス、続テ前ノ如ク搔寄ス

製造并ニ貯蓄

採摘シタル茶芽ヲ茎或ハ蘗古葉ヲ撰除シタルモノヲ蒸器ニ凡五拾目ヲ

投シ、十分ニ沸騰シタル湯ニテ凡式十秒ニ蒸ス、是ヲ冷台ニ投シ冷カ

ナラシム、而シテ冷籠ニ入置、焙炉ニ炭量凡式目ヲ入レ、炭二十分

火ヲ徹セシメ后、蘗五六把ヲ燃ス、而シテ炉上ニ竹網ヲ架シ煉紙ヲ布

キ、蒸シ芽凡百目ヲ撒布シテ屢シハ(しばしば)攪拌シテ半乾ニシテ

炉外ニ脱シ、箕ヲ用ヒテ塵芥ヲ簸(ひ)シ、続テ茎及古葉ヲ撰除シ、

次ニ煉炉ニ移ス(煉炉ハ火度ノ低キモノ也)、又屢シハ攪拌シテ、次

ニ炉厨ニ移シ、棚上ニ置テ乾燥シ、茎ノ全ク摧折(さいせつ)スルヲ

慶トシ、焙リ上ケテ壺ニ詰貯蔵ス

摧折撰方ハ、三四五六七八番ノ篩ヲ用ヒテ各篩ヒ分ク(但八番ノ下ハ
焦香アルニヨリ除去ス)

三段共ニ黄色ノ茎葉ヲ撰リ去リ、再ヒ前ノ如ク篩ヒ分ケ、三段共ニ箕

ヲ用ヒテ簸シ、変色ノ茎葉ヲ撰去リ、式番より八番迄、各篩ヲ用ヒテ

順次ニ摧折ス、后チ九番十一番十三番十七番篩ヒ用ヒテ、五段ニ篩ヒ

分(但十七番ノ下ハ泥粉ナリ依テ除去ス)、各一段毎ニ緑茎ヲ抜キ去

リ、緑茎及斑変ニ也ノ葉等ヲ精選スル事再三、但シ初メヨリ撰上毎ニ

必ス煉炉ニ入、能ク乾燥シテ、古信樂古丹波及古錫等、其外タモチ宜

キ壺江十分詰込ミ、日光アタラザル空気流通宜シキ場所ヘ貯蔵ス

開業沿革

抑祖業ヲ襲クル茲三百有余年、先人天正年間より本町ニ居ヲ占メ、土

味ノ茶ニ宜キヲ視察シ、必ス適ス可キヲ計リ、同志ト此事ニ従事スル

事年ヲ経テ、茶樹ノ古キヲ撰ヒ日霜ノ覆ヲ掛ケ、生芽ヲ蒸シ、焙炉ニ

烘(あぶ)リ、淡濃ノ茶ヲ製スル事ヲ發明シ以テ逸業トス、後陽成帝

御代より御曆朝江召上ケ濃薄御茶詰上ケヲ、年々命セラレ則御褒美ト

シテ黄金ヲ拝領ス、明治三年ニ至リ十二世勤メ来レリ、慶長年間外カ

先人徳川家康公江濃薄茶ヲ献ス、御賞有テ御物御茶師ノ号ヲ命セラレ

シム、続テ年々召上リ御茶詰上ケ御褒美トシテ黄金ヲ拝領シ、慶応三

年迄勤来ス、余ハ明治十年第一回、同十四年第二回内国勸業博覧会ヘ

出品ノ際、詳細認メ出シ有レハ爰ニ略之

一明治十年第一回内国勸業博覧会江各種茶出品ス

一同年十四年第二回同会江各種茶出品ス

製造器械

- 一 蒸釜ハ徑式尺、深サ式尺三寸ナルセキレイト称ル釜ヲ用フ
- 一 蒸輪ハ葉ニテ丸ク作り、釜ノ上ニ置器ナリ、此徑式尺三寸、中心ニ
- 一 經壹尺ノ丸キ穴明ケ、蒸器ノ湯氣モレヌタメナリ
- 一 蒸器ハ曲ニテ作り、底ハ竹網ヲ張タルモノ、此經壹尺式寸ナリ
- 一 冷シ台ハ長サ四尺五寸、巾三尺五寸ノ板ニ三方ニ縁ヲ付ケ木ニテ造
- 一 リタルモノ
- 一 冷シ籠ハ長式尺五寸、巾壹尺五寸、縁式寸五分アル網代ナリ
- 一 焙炉ハ土ニテ築キ、木ノ縁ヲ付シ、長六尺巾三尺六寸高サ式尺、竹
- 一 網ハ炉ニ符合スベキ寸法ニシテ、縦九本横拾三本ヲ以テ網タルモノ
- 一 煉紙ハ仙過十八枚ヲ続合セ、是ニ裏紙ヲナシタルモノ
- 一 棚煉炉厨ハ長三尺巾式尺、深式寸五分ノ縁ニシテ、底ニ紙ヲ張タル
- 一 モノ
- 一 篩ハ竹ニテ作ル、壹番ヨリ十番迄、壹番篩ハ曲壹尺内ニ縦横目数廿
- 一 五、一番毎ニ漸次縮小ニシテ、十番ハ曲壹尺内ニ縦横各目数百アリ
- 一 箕ハ竹ニテ網ミ、紙ニテ張タルモノ
- 一 唐箕ト唱ヘ檢板ニテ図ノ如ク造リタルモノ
- 一 該器ハ即去ル安政式年初メテ發明シ、専ラ碾茶製造ニ使用シ、正葉
- 一 薄葉混合ヲ仕分ケ、葉塵等ヲ除シ、原葉ニ折鷹混合ヲ仕分ケ、篩ノ
- 一 手数ヲ省ク事妙也、玉露煎茶ノ如キハコナシ粉及焙炉粉中混合ノ真
- 一 葉ヲ仕分ケ、薄葉ヲ除キ、葉塵等ヲ去ルニ用ユ、然レドモ該器使用
- 一 不充分ヨリ、内へ美濃紙ヲ生渋ニテ張、羽根ニ増減ヲ加へ、種々は
- 一 ニ精心ヲコラシ、近来漸々其功ヲ得タリ

産出種類

濃茶 玉露

製造高總計

明治式拾貳年五月十日ヨリ同年五月廿八日マテ

式百拾三貫百目 内 濃茶 九拾七貫九百目

玉露 百拾五貫式百目

代価高總計

金八百五拾貳円四拾錢 内 濃茶 金三百九十壹円六十錢

玉露 同四百六拾円八拾錢

褒賞

- 一 明治八年米國費府万国大博覽会江出品賞牌ヲ拝受
- 一 同八年京都府博覽会江出品、有功賞銅牌ヲ拝受
- 一 同十年同府博覽会江出品、特別賞狀ヲ拝受
- 一 同十年第一回内國勸業博覽会江出品、龍紋牌拝受
- 一 同十二年京都府博覽会江出品、有功銅牌拝受
- 一 同十二年神奈川縣横浜ニテ第一回共進会江出品式等有功賞金參拾円
- 一 拝受
- 一 同十四年第二回内國勸業博覽会江出品、二等有功賞牌拝受
- 一 同十六年兵庫縣神戸ニテ第二回共進会江出品、四等褒賞銀杯拝受
- 一 同十七年岩手縣勸業博覽会江出品、壹等賞牌拝受
- 一 同十八年京都府博覽会江出品、銀牌拝受ス
- 一 同十九年広島縣広島ニ於テ第貳回連合共進会江出品、三等褒賞拝受
- 一 同貳十式年第三回内國勸業博覽会江出品、二等有功賞牌拝受

經濟

公租金拾七円

栽培費 金貳百貳円六拾銭

内訳 肥料代金 百四拾六円八十八銭

諸人費金 五拾五円七拾貳銭

生葉收穫高 五百四拾四貫目

此見積り金 貳百七十四円五拾銭

薪炭 代金 廿壹円七十六銭

製造費金百拾七円拾銭 人夫 賃金 拾九円四銭

雜費 金 七拾六円三十銭

原価総額金三百九拾壹円六拾銭

内 金二百五拾五円 幾代ノ白 拾五貫目 代価

金百三十六円六拾銭 折物外屑茶代価

右之通御座候也

明治廿二年九月

【4】

玉露解説書

京都府久世郡宇治町宇治町 上林三入

第式号 物名 茶 方言 玉露銘残月

出品人名 京都府山城国久世郡宇治町宇治町第拾八番戸平民

農 上林三入

産地製造場

山城国久世郡宇治町宇治町第拾八番戸 間口五間半 奥行八間

建物壹ヶ所附属間口三間奥行四間半 建物壹ヶ所間口三間奥行六間

建物壹ヶ所 合三ヶ所ヲ以テ製造ス

産地土質及反別

同郡宇治町宇治町小字宇文字自蘭ノ地ハ平坦ニシテ

膏腴土色淡黒色真土砂利交リ反別壹町四反八畝歩

培養并ニ施肥

新芽採摘後、番刈ト称シ摘跡ヲ薊揃江、六月上旬より八月下旬迄耘リ、九月下旬ニ至リ茶樹根際ノ土ヲ掘除ク、十月上旬ヨリ十一月中旬迄、油粕及人糞式回ヲ施与ス、而シテ先キニ堀、際タル土ヲ搔寄ス(但シ寒氣ヲカ掩カタメナリ)、一月下旬ニ至ルマテ三回人糞ヲ施ス、続テ土ヲ前ノ如ク搔寄ス

製造并ニ貯蓄

採摘シタル茶芽ヲ古葉及蘖等ヲ撰除シタル物ヲ、蒸器ニ凡三拾目ヲ投シ、十分沸騰シタル湯ニテ凡拾秒間ニ蒸ス、是ヲ冷台ニ投シ冷カナラシメ、而シテ冷シ籠ニ入ル、蒸目方七百目以上老貫目以下ヲ焙炉ニ投シ、手ニテ之ヲ操捻シ、少シク茶ノ乾キタル頃、之ヲ他ニ移シ冷ナラシメ、而シテ古葉及粉塵芥等ヲ除ク、之ヲシガ撰リト云フ、后之ヲ二番炉并煉リ炉ニ移シ(煉リ炉ハ火度ノ低キ者ナリ)、充分之ヲ操捻シ候也、次形状宜シキヲ作ラシメ、煉リ炉ニテ直チニ乾燥シ、茎全ク摧折スルヲ慶トス、后之ヲ各種ノ篩ヲ用ヒ、之ヲ篩、之ヲ篩出シ、以テ黄色等ノ古葉及茎等ヲ撰去ル、而シテ后之ヲ五六種ノ篩ヲ用摧シ折り、軽葉粉等を箒シ去リ、之ヲ精撰シ、煉炉ニ入、能ク乾燥シテ、タモチ宜キ壺ヲ撰ミ、十分ニ詰込、貯蓄ス

(中略)

製造器械

- 一 蒸釜ハ徑式尺、深サ式尺三寸ナルセキレイト称ル釜ヲ用フ
- 一 蒸輪ハ藁ニテ丸ク作り、釜ノ上ニ置器ナリ、此徑式尺三寸、中心ニ
- 一 經壹尺ノ丸キ穴明ケ、蒸器ノ湯氣モレヌタメナリ
- 一 蒸器ハ曲ニテ作り、底ハ竹網ヲ張タルモノ、此經壹尺式寸ナリ
- 一 冷シ台ハ長サ四尺五寸、巾三尺五寸ノ板ニ三方ニ縁ヲ付ケ木ニテ造
リタルモノ
- 一 冷シ籠ハ長式尺五寸、巾壹尺五寸、縁式寸五分アル網代ナリ
- 一 焙炉ハ土ニテ築キ、木ノ縁ヲ付シ、長六尺巾三尺、高サ式尺五寸、
網ミテツキウヲ用ユ
- 一 炉厨ハ木ニテ縁ヲ造リ、底ハ一面厚紙ヲ以テ張り炉ニ符合ス
- 一 篩ハ竹ニテ作ル、壹番ヨリ十番迄、壹番篩ハ曲壹尺内ニ縦横目数式
- 十五、十番篩ハ縦横各目数百ナリ
- 一 箕ハ竹ニテ網ミ、紙ニテ張タルモノ

産出種類(以下、濃茶に同じ)

經濟

公租金式拾円

栽培費 金式百六拾壹円六拾錢

内訳 肥料代金 百七拾二円八十錢

諸入費金 八十八円八十錢

生葉收穫高 六百四拾貫目

此見積り金 參百五拾式円

薪炭 代金 廿五円六拾錢

製造費金百九円八拾錢 人夫 賃金 三拾式円

雜費 金 五拾二円廿錢

原価総額金四百六拾円八十錢

内 金三百二十円 残月 三十貫目 代価

金百四拾円八十錢 中玉露外屑物代価

右之通御座候也

明治廿二年九月

【5】

宇治名勝詩歌書画募集報告

(222)

山城国宇治ノ里ナル平等院ハ河原左府融公ノ別業地ナルヲ御堂関白道長公ヲ受継タマヒ其後人皇七十代後冷泉天皇御宇永承六年関白通公ノ建立ニ係ル鳳凰堂ハ今ヲ去ルコト八百四十三年ニ久シキヲ經テ幸ニ祝融ノ災ナク優美ノ古態巍然尚存スルヲ以テ天下一大美術ノ冠晚ト称シ外国人ニモ此ヲ賞歎スルト云、故ニ宇治ニ遊フ人ハ此古跡ニ逍遙シテ目ニ千年ニ近キ堂宇ヲ視、心ニ往昔老練ノ美術ヲ感シ遊覽ノ人年々ニ多ク月々ニ増シ、而シテ其人ハ必宝物ヲ一覽セン事ヲ乞フ、然ルニ聊ノ古器遺物ノミニシテ眼ヲ驚シ心ヲ感セシムルニ足ルモノナシ、且此山水ノ絶景古跡ノ幽邃ヲ詠セシ古人ノ詩歌ハ書籍上ニ多ク見エレトモ其真蹟ハ一モ存スルヲ見ス、是吾輩ノ遺憾トスル処ナリ、今回同志

ノ者協議シ、今ヨリ遍ク新古ノ芳墨ヲ四方ニ搜索募集シ、古人トナク
 今人トナク数部ニ分チ、書画帖トナシ来ル廿八年ノ遷都紀念祭ニ場
 ニ陳列シ諸人ニ縦覧セシメント欲ス、而シテ之ヲ平等院ノ宝蔵ニ納メ、
 永遠ニ伝ヘ平常ハ此ヲ石板摺トシテ宝物場ニ備ヘ置カハ遊人一覽ノ便
 ナラン、是吾輩責任ノアル所口冀クハ大方諸君此旨ヲ憫察シテ此地ニ
 係ル詩歌書画等ヲ送付セラレン事ヲ希望スルモノ也

明治二十七年四月

遷都紀念祭第四回勸業博覽會

宇治協會

委員

兼平等院信徒總代 菱木時之助 (印)

同 入江 宗七 (印)

同 井上豹太郎 (印)

委員 菱木信興 (印)

同 岩井勘造 (印)

同 服部鉄之助 (印)

同 辻 利兵衛 (印)

同 長谷川與兵衛 (印)

同 長井耕雪 (印)

同 谷村與三郎 (印)

同 皆川退藏 (印)

宇治神社 祭神稚郎子尊 泉社

鳳凰堂 興聖寺

恵心院 橋寺 橋ノ碑石アリ

宇治川 山吹瀬 柴舟 宇治橋

浮船嶋 龜石

天ヶ瀬 鮎汲処 米淘石間

不動巖 川上一里斗 喜撰嶽

朝日山 茶園

扇芝 橘小嶋崎

白山社 金色院 巨椋湖

榎尾山 神明宮

三室戸寺 黄檗山萬福寺

此外略之

芳墨御送付被下候期ハ来ル二十八年五月ヲ限トス

但シ別紙ニテ住所御姓名爵位等御記載ヲ乞フ

右受附所

京都府山城国久世郡宇治町

遷都紀念祭第四回内国勸業博覽會宇治協會事務所 (印)

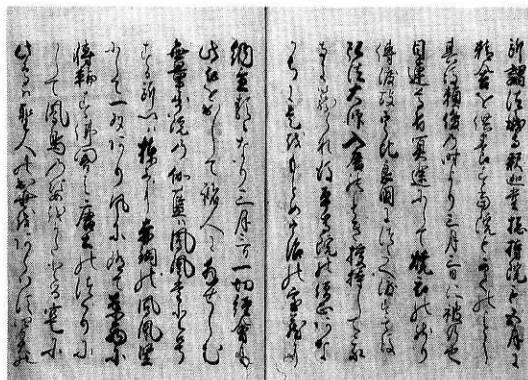
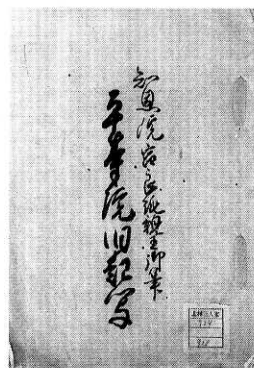
詩歌書画 但シ画箋ハ曲ニテ豎一尺二寸五步横一尺五寸

兼題 宇治名勝ノ内四季雜隨意

【6】「平等院境内古図」(縦二一八、〇×横一四一、五cm)〔939〕



【7】「平等院旧起写」



〔928〕

【6】は、平等院を共同管理する浄土院に伝来する境内図の写である。図中の情報には不確かな部分が多いものの、境内の景観の復元を試みた歴史資料として注目されてよい。汚損の激しい浄土院の図に比べると保存状態はきわめて良好である。

【7】も浄土院蔵の知恩院門跡良純の手になる作品の写である。ただし原本は軸装。